|  |
| --- |
| **イベントにおけるリユース容器の導入促進事業**  **に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、「大阪府循環型社会推進計画」において、プラスチックごみ対策を重点化し、排出量等の数値目標を定めるとともに、府民等の意識醸成・行動変容を促す取組を実施しています。本取組をさらに推進するため、「イベントにおけるリユース容器の導入促進事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　事業名**

イベントにおけるリユース容器の導入促進事業

(1) 事業の趣旨・目的

近年、海洋プラスチックごみ問題、海外における廃プラの輸入規制強化、気候変動問題等への対応の必要性などから、プラスチックの使用削減等による資源循環の推進が求められている。

国では、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年５月）の策定、プラスチック資源循環法の施行（令和４年４月）など、プラスチックごみ対策が進められている。

また、2025年大阪・関西万博の「EXPO2025グリーンビジョン」では、使い捨てプラスチック対策が掲げられており、フードトラックでのリユース容器の導入やマイボトルの使用推進等、プラスチックの使用抑制に係る取組が実施されている。

大阪府においても、おおさかプラスチックごみゼロ宣言（平成31年１月）を行い、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（令和元年６月）の実現に貢献するようプラスチックごみ対策を推進するとともに、「大阪府循環型社会推進計画」（令和３年３月）において、プラスチックごみ対策を重点化し、排出量等の数値目標を定め、府民等へマイボトルやマイ容器の利用などの行動変容を促している。

本事業では、府内の取組をさらに推進するため、多くの使い捨てプラスチックごみが排出されていると考えられる、飲食販売を伴うイベント会場において、リユース容器を導入する実証事業を実施することにより、イベント来場者へのプラスチックごみ削減に関する啓発を図る。

また、実証事業で得られた環境効果や意識調査等の結果を基に、リユース容器の導入に係るガイドライン等を作成し、府内で開催されているイベントに導入を働きかけることで、プラスチックごみ対策の拡大を図る。

(2) 事業概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

10,995,000円（税込）

**２　スケジュール**

令和７年　５月14日（水）　公募開始

　　　　　５月16日（金）　説明会開催（６月11日（水）までインターネットによる動画配信）

５月29日（木）　質問受付締切

　　　　　　　　 ※ 質問回答は、随時、速やかにホームページに掲載します。

６月 11日（水）　提案書類提出締切

６月 30日（月）　選定委員会（プレゼンテーション審査）

７月中旬頃（予定）契約締結・事業開始

令和８年　３月23日（月） 事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　令和２年４月１日から本募集の公示の日までの間に、リユース容器の普及に関する業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。

(7)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

令和７年５月14日（水）から令和７年６月11日（水）まで

イ　配布方法

循環型社会推進室資源循環課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjunkan/recycle/event-reuse.html>）からダウンロードできます。

（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）

ウ　受付期間

令和７年５月14日（水）から令和７年６月11日（水）

エ　提出方法

書類は郵送（当日消印有効）及び電子メール（[shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp)）にて提出をお願いします。電子メール送信後、必ず電話にて当課（06-6210-9566）あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後５時まで）

＜送付先＞

〒559-8555

大阪市住之江区南港北１丁目14－16大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)21階

大阪府環境農林水産部　循環型社会推進室資源循環課　３Ｒ推進グループあて

オ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部、副本４部）

イ 企画提案書（様式２：正本１部、副本４部）

ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本４部）

エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本４部）

※令和２年４月１日から本募集の公示の日までの間に履行したリユース容器の普及に関する業務実績を記載するとともに、その詳細が分かる資料を別途提出してください。（様式自由：正本１部、副本４部）

オ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
3. 委任状（様式７：１部）
4. 使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　事業実施体制図（様式自由：正本１部、副本４部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）

※ク～サ、スについては、共同企業体は全ての構成員分を提出してください。

※シについては、該当者のみ提出してください。

ク　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

ケ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ　「温室効果ガス削減目標の第三者認定状況」（様式10：１部）

・以下に該当する場合はその証明となるものを提出してください。

①SBT認定を取得している場合

・SBT認定取得企業として公表されているホームページの画面コピー

②大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書を届出している場合

・当該条例に基づく対策計画書のうち「温室効果ガスの排出量の削減に関する目標」が記載された箇所のコピー

ス　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

①常用労働者数が40.0人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・令和６年６月１日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

②常用労働者数が40.0人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式11：１部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ　応募書類の提出に際しては、正本１部、副本４部をそれぞれＡ４ファイルに綴って提出してください。また、応募書類は電子メールでもお送りください。

エ　提出する副本は、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報が記載されている当該箇所を黒塗りしてください。

オ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「イベントにおけるリユース容器の導入促進事業」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

カ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会（インターネットによる動画配信）**

本事業の詳細に関する説明動画（約20分）をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信日時

令和７年５月16日（金）午前10時から令和７年６月11日（水）午後５時まで

(2) 視聴申込方法

件名に「（事業者名）イベントにおけるリユース容器の導入促進事業 説明会動画視聴申込」と明記し、次の宛先にメールにてお申込みください。

・メール送信先：大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課

・メールアドレス：[shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp)

ア 電子メール本文に「事業者名」「視聴者の職・氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」

を記入してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9566）をお願いします。

（土、日を除く午前 10 時から午後５時まで。正午から午後１時の間を除く。）

ウ 電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

エ メールの到達確認後、視聴用 URL を送信します。

(3) 視聴申込期限

令和７年６月10日（火）午後５時まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和７年５月29日（木）午後５時まで

(2)　提出方法

電子メール（アドレス：[shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

※電子メールの件名は、「【質問：イベントにおけるリユース容器の導入促進事業】」としてください。

※口頭、電話による質問の受付は行いません。

※電子メール送信後、必ず電話（06-6210-9566）で受信の確認をお願いします。

（電話は平日午前10時から午後５時まで）

※質問への回答は循環型社会推進室資源循環課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjunkan/recycle/event-reuse.html>）に掲示し、個別には回答しません。随時、速やかにホームページに掲載します。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査は、６月30日（月）を予定しており、詳細な日時等は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。（パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施）

※ 発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

※ 発表用のデータについては、令和７年６月11日（水）までに電子メールで提出してください。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 事業遂行能力 | * リユース容器の運用方法は、実現性があるか。 * リユース容器の普及に関する過去の業務実績があるか。 * 事業実施可能な体制及び人員を備えているか。 | 25点 |
| イベント選定 | * 提案されるイベントの種類や組み合わせについて、波及効果が期待できるか。 * 想定されるリユース容器の使用回数（イベント来場者数合計３万人程を目安として評価する）。 | 10点 |
| 事業内容に関する企画提案 | (1)広報（実証事業の事前周知） | |
| * 具体的な広報手法が示されているか。 * 広く周知するための創意工夫が示されているか。 | 10点 |
| (2)啓発（来場者への働きかけ） | |
| * 具体的な啓発手法が示されているか。 * 効果的に啓発するための創意工夫が示されているか。 | 10点 |
| (3)ガイドライン・啓発資材の作成に関すること（調査や検証含む） | |
| * 実証事業における調査項目及び方法が具体的に示されているか。 * 課題の事前把握の方法が具体的に示されているか。 * 啓発手法の検証内容が具体的に示されているか。 * ガイドライン及び啓発資材の作成についてイベント主催者が活用しやすくなるような創意工夫や配慮が示されているか。 | 30点 |
| 温室効果ガス削減目標の第三者認定 | * 温室効果ガス削減目標を設定し、SBT認定の取得または大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書を届出しているかどうか。（SBT認定の取得：２点、条例対策計画書の届出：１点）※ただし、重複評価は行わない。   ＜対策計画書届出者について＞   * 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変動対策指針で示している温室効果ガスの削減目標設定の目安（１年あたり1.5%）以上の目標を設定した対策計画書を届出していること。 | 2点 |
| 障がい者雇用 | 常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | 3点 |
| 価　格　点 | 価格点の算定式（例）   * 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 10点 |
| 合　　　　計 | | 100点 |

(3) 審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を資源循環課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjunkan/recycle/event-reuse.html>）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

1. 全提案事業者の名称　＊申込順
2. 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ
3. 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント
4. 選定委員会委員の氏名及び選任理由
5. その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5） 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求 を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。